

監査報告書

令和3年5月18日

社会福祉法人柏涛会
理事長 市塚克巳 殿

監事 美馬潔
監事 大石真紀
監事 橘 由紀

私たち監事は、平成2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、理事会その他重要な会議に出席するとともに、事業所にも訪問して、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監査のポイント及び監査結果(所見を含む)

令和3年5月18日

社会福祉法人柏涛会
理事長市塚克己 殿

監事 美馬 潔
監事 大石真紀
監事 橘 由紀

社会福祉法第45条の18、柏涛会定款第18条及び柏涛会監事監査実施規程に基づき監査を実施しました。監査のポイント及び監査結果(所見を含む)は次表のとおりです。なお、是正を要する事項については検討されて、是正改善した事項を、後日報告してください。

監査のポイント	監 査 結 果(所見を含む)
<p data-bbox="248 855 826 900">1 法人及び事業所運営の共通事項</p> <p data-bbox="176 1015 557 1053">(1) 障害者虐待防止の取り組み</p> <p data-bbox="176 1075 1106 1145">利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備し、その従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるように努めていますか。</p> <p data-bbox="176 1206 533 1244">(2) 苦情解決への取り組み</p> <p data-bbox="176 1267 1106 1337">利用者や保護者、家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置など必要な措置を講じていますか。</p>	<p data-bbox="1245 855 2002 900">1 法人及び事業所運営の共通事項→概ね適正</p> <p data-bbox="1173 922 2103 992">左欄の「1 法人及び事業所運営の共通事項」は適正に処理されているが、次の点について留意して下さい。</p> <p data-bbox="1173 1015 2002 1053">(1) 障害者虐待防止の取り組み、及び(2) 苦情解決への取り組み</p> <p data-bbox="1173 1075 2103 1260">当法人においては既に「虐待防止人権擁護規程」が整備され、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制が整備され、職員に対しても積極的に研修を実施している。さらに、この規程により法人としては外部委員も含めた「虐待防止人権擁護委員会」を立ち上げ、法人一体として、虐待防止、人権擁護及び苦情解決に取り組んでいるところである。</p> <p data-bbox="1173 1267 2103 1375">また、当法人においては、施設及び事業所ごとに苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員の苦情解決体制が整備されている。特に、法人の第三者委員は各施設・事業所において随時に利用者からの相談を受けている。</p> <p data-bbox="1173 1382 2103 1452">今回の令和3年度障害福祉サービス等報酬等の改定において、障害者虐待防止の更なる推進のため、「虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の設置及び職員研</p>

(3)法令遵守等の業務管理体制の整備

事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、県に法令遵守責任者等業務管理体制の届け出をしていますか。

(4)感染症や災害への対応力強化

コロナウィルス等の感染症や地震等の災害等への対応は進んでいますか。

修の実施等]が令和3年度から努力義務化され、令和4年度からは義務化されたところである。

今後についても、国が定めた障害福祉サービス事業等の運営基準に基づいて、当法人が積極的に実施してきた障害者虐待の防止及び苦情解決の推進に務めて下さい。

(3)法令遵守等の業務管理体制の整備

法令遵守等の業務管理体制は障害者総合支援法(第51条の2等)及び児童福祉法(第21の5の25等)の規定により整備が義務づけられており、当法人においては、既に法令遵守責任者の選任及び法令遵守規程の整備がされている。

今後においても、法令遵守責任者を中心にして「社会福祉法をはじめとした法令の遵守、障害福祉サービス事業等の指定基準及び報酬告示の遵守、介護給付費・訓練等給付費の請求事務等の月例的審査、内部通報及び事故報告への対応等」の法令遵守等の業務管理体制の充実に努めて下さい。

(4)感染症や災害への対応力強化

新型コロナウイルス感染症や頻発する自然災害等に対応した非常災害対策計画等の作成が求められている。当法人においては、新型コロナウイルス感染防止対策や非常用自家発電設備の整備等をはじめ、消防計画の届け出、消火避難訓練の実施、消防設備の点検、非常用通報装置の設置等が行われている。

今回の国の障害福祉サービス等報酬等の改定において、障害福祉サービス等事業者の感染症や災害への対応力を強化するため、3年の経過措置期間を設けた上で、次の取り組みが義務づけられた。

- 感染症対策の強化のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施の義務付け
- 感染症や災害が発生した場合であっても業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等の義務付け
- 地域と連携した災害対応の強化

今後は、これまでの取り組みに加えて、国が定めた障害福祉サービス等事業の運営基準に基づいて感染症や災害への取り組みを推進して下さい。

(5) 働きやすい職場環境の整備

働きやすい職場環境の整備に取り組んでいますか。

2 法人運営

(1) 定款

- ① 定款には法令等に従い必要事項が記載されているか。
- ② 定款の変更が評議員会の特別決議を経て所管庁の許可を受けて行われているか。

(2) 評議員等

- ③ 評議員の選任は、定款等の定めに従って適正な手続で行われているか。
- ④ 評議員は資格要件(社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者)を満たし、当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。
- ⑤ 各評議員、各役員と特殊な関係にある者が選任されていないか。
- ⑥ 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。

(3) 理事

- ⑦ 次の理事の資格要件に該当する者がそれぞれ1名以上選任されているか。
 - 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 法人が行っている地域における福祉の実情に通じているもの
 - 施設の管理者
- ⑧ 各理事について、特殊な関係にある者が上限を超えて含まれていないか。

(5) 働きやすい職場環境の整備

働き方改革として、2019年4月から順次、「時間外労働の上限規制(月45時間、年360時間)」、「年次有給休暇の確実な取得」、「正社員と非正規社員の間不合理な待遇差の禁止」が導入されている。

当法人においては、風通しのよい職場環境の整備、職員の育成、休暇の取得促進等に取り組んでいる。

今回の国の障害福祉サービス等報酬等の改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算等が見直され、職場環境等要件の変更や特定処遇改善加算の配分ルールが緩和されたため、当該加算の取得に努めて下さい。

2 法人運営→概ね適正

左欄の法人運営における各項目については、社会福祉法等の法令の定めに従って概ね適正に処理されているが、次の点について留意して下さい。

● 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営(評議員会の開催、理事会の開催及び社会福祉法人が備え置き、閲覧又は届け出なければならない書類等)に関する取り扱いについては、国が定めた新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取り扱い等により適正に処理すること。

● 令和3年度は、平成28年の社会福祉法人制度改革以降、初めて、評議員の改選が行われる。評議員の任期満了日は「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」となっている。関係通知等に従って新たに評議員等を適正に選任すること。

● 令和元年の会社法の1部改正に合わせて、社会福祉法等が改正され、社会福祉法人においても、役員等(理事、監事又は会計監査人)に対する補償契約や役員等賠償責任保険が適用される。これらの契約締結に必要な手続き等が明確化され令和3年3月1日から施行されているので、この制度の活用についても留意すること。

● 監事監査に使用してきた「法人全般(運営及び財務)自主点検表1」の点検結果を整理保存するとともに、今後とも「自主点検表1」を活用した定例的な点検を行い、法人全般(運営及び財務)における法令遵守の更なる向上に務めること。

(4) 理事長等

- ⑨ 理事会の決議で理事長を選定しているか。
- ⑩ 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。

(5) 監事

- ⑪ 次の監事の資格要件に該当する者がそれぞれ1名以上選任されているか。
 - 社会福祉事業について識見を有する者
 - 財務管理について識見を有する者
- ⑫ 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。
- ⑬ 監事のうちに、各役員と特殊な関係にある者が含まれていないか。
- ⑭ 理事の職務執行を監査し法令の定めるところにより、監査報告を作成しているか。
- ⑮ 理事会への出席義務を履行しているか。

(6) 評議員会

- ⑯ 定時評議員会は、毎年会計年度終了後一定期間の時期に招集されているか。
- ⑰ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。
- ⑱ 決議の省略は評議員全員の書面等による同意の意思表示があるか。
- ⑲ 役員の選任は、定款に定める員数を評議員会の決議によって行われているか。
- ⑳ 議事録を作成し法定の期間、事務所に備え置いているか。

(7) 理事会

- ㉑ 理事会の招集及び決議は、法令及び定款の定めに従って適正に行われているか。
- ㉒ 理事長及び業務執行理事の業務は、定款の定めに従って理事会に報告されているか。
- ㉓ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。
- ㉔ 決議の省略は理事及び監事全員の書面等による同意の意思表示があるか。
- ㉕ 議事録を作成し、法定の期間事務所に備え置いているか。

(8) 役員等報酬

- ㉖ 評議員及び役員(理事・監事)に対する報酬等については、定款(評議員)又は評議員会の決議(役員)によって定められ、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他事情を考慮して、不当に高額とならないような支給基準を評議員会の決議により定め、当該法人のホームページで公表されているか。

(所見)

社会福祉法人は、平成28年社会福祉法人制度の大改革以後も、新たに、「地域における公益的取り組み」、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた、社会福祉法人の運営」、「社会福祉施設等の防災、減災対策」等が求められている。

また、社会福祉法の改正により、社会福祉法人間の連携方策の新たな選択肢として、社会福祉法人を中核とする非営利法人である「社会福祉連携法人」が令和2年6月に創設された。

この社会福祉連携法人の運営の在り方に関する検討会が、令和2年11月に設置され、社会福祉連携法人の在り方が令和3年夏頃を目途に、とりまとめられる予定である(令和4年6月施行)。これらの動向についても注視して下さい。

(9)人事管理

- ㉗ 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか、

(10)資産管理

- ㉘ 基本財産は適切に定款に記載されているか。
㉙ 所管庁の承認を得ずに基本財産を処分し貸与し、又は担保に供していないか。

(11)特別な利益供与の禁止

- ㉚ 法人の関係者(評議員、理事、監事その他の政令で定める社会福祉法人の関係者)に対して特別の利益を与えていないか。

(12)社会福祉充実残額

- ㉛ 社会福祉充実残額があるか確認しているか。

(13)法令に定める情報の公開

- ㉜ 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。

(14)法人登記等

- ㉝ 法人登記等は適切にされているか。

3 事業所運営

(1)社会福祉事業

- ① 社会福祉事業は、法令及び定款の定めに従って適正に行われているか。
- ② 社会福祉事業の経営状況は適正か。
- ③ 社会福祉事業の人員、設備及び運営は、施設及び事業所の指定基準を遵守しているか。
- ④ 社会福祉事業の自立支援給付費は報酬告示等により適正に算定していますか。
- ⑤ 社会福祉事業のサービス提供に必要な知識が職員研修等により習得されているか。
- ⑥ 社会福祉事業の利用状況は適正か。

3 事業所運営→概ね適正

左欄の事業所運営(社会福祉事業)における各項目については、障害者総合支援法等の法令の定めに従って概ね適正に処理されているが、次の点について留意して下さい。

(1)社会福祉事業

- 事業所の従業員の増減等により勤務態勢及び勤務形態を変更する場合は県への体制届が不要であっても、法人としては事業所の従業員の増減に伴う勤務態勢等の変更を管理する必要があるため、理事長の決裁を受けたうえで書類を保存すること。
- 法令遵守の業務管理体制の一環として、施設長・管理者は定例的(毎月)に給付費(報酬)請求の審査等を行いその結果を理事長に報告すること。
- 事業所等の運営規程に「受託居宅介護サービス事業者並びに受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地」を記載すること。
- 事業所等の重要事項説明書には虐待防止責任者及び苦情解決責任者についても記載すること。
- 監事監査を実施した施設、事業所等は監事監査に使用した「運営管理(施設・事業所)自主点検表2」、「利用者支援・給付費(施設・事業所)自主点検表3」及び「財務管理自主点検表6」等の点検結果を保存すること。監事監査の未実施事業所等は上記「自主点検表2、3及び6」等を活用して自主的に点検を行い、結果を保存すること。

今後とも、施設・事業所等は定例的(毎年)に、これらの点検を実施して、法令遵守の徹底とさらなる障害福祉サービス事業等の向上に努めて下さい。

(所見)

改正障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しのため、次の事項について検討されており、令和3年11～12月頃に検討結果がとりまとめられる予定である。

- 地域における障害者支援(①障害者の重度化、高齢化を踏まえた地域での生活支援についてどう考えるか。②地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方)

(2) 公益事業

- ① 公益事業は、法令及び定款の定めに従って適正に行われているか。
- ② 公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来していないか。
- ③ 職員は、サービス提供に必要な人員が確保されているか。
- ④ 職員研修等によりサービス提供に必要な知識の習得がなされているか。
- ⑤ 施設及び設備は、サービス提供に必要なものが整備されているか。
- ⑥ 利用状況は適正か。
- ⑦ 重大な事故若しくは虐待等の問題が起きていないか。
- ⑧ 苦情に対する対応は、適切に行われているか。
- ⑨ 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充当されているか。

(3) 収益事業

- ① 収益事業は、法令及び定款の定めに従って社会福祉法人にふさわしい事業が行われているか(法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものとなっていないか。)
- ② 収益事業の経営状況は適正か。
- ③ 収益事業から生じた収益は、社会福祉事業又は公益事業の経営に充当されているか。

- 障害児支援(①児童発達支援、放課後デイサービスの在り方について、どう考えるか②いわゆる過齢児をめぐる課題についてどう考えるか。)
- 障害者の就労支援(①過齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行②雇用と福祉の連携)

このような、目まぐるしい制度の変遷に目を向けながら、障害児者支援の更なる充実が求められている。

(2) 公益事業→概ね適正

(3) 収益事業→該当なし

(所見)

<p>4 地域における公益的な取組</p> <p>日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する取組を行っているか。</p>	<p>4 地域における公益的な取組→適正</p> <p>社会福祉法第24条第2項に規定する地域における公益的取り組みは、当法人に置いて既に現況報告書に記載されているが、今後とも、既存の福祉制度で対応が困難な地域のニーズを積極的に把握し、「地域における公益的な取り組み」を積極的に推進して下さい。</p> <p>(所見)</p>
<p>5 官庁が実施した監査等の対応</p> <p>監督官庁が実施した監査等の改善指導に対し、適切な対応がなされているか。当該改善指導及び対応は、理事会で審議(又は報告)されているか。</p>	<p>5 官庁が実施した監査等の対応 →適正</p> <p>徳島県が実施した指導監査の改善指導事項は理事会に報告され、その対応について審議された。理事会等で審議された改善事項は県に随時適正に報告されている。</p> <p>(所見)</p>

監査のポイント	監査結果(所見を含む)
<p style="text-align: center;">6 財務監査</p> <hr/> <p>(1) 予算の編成及び執行</p> <p>①資金収支予算書(補正予算を含む)は、定款の定め等に従い適正な手続により編成されているか。</p> <p>②法人の経営に関する重要な予算については、理事会においてしっかりと審議が行われているか。 例)新規事業に関する予算、施設の建設及び大規模修繕に係る予算、新たな借入、拠点(事業)区分間の繰入・繰出</p> <p>③歳入予算は、適切に見積りが行われているか。</p> <p>④歳出予算の範囲内で支出が行われているか(予算を超えた支出又は予算のない勘定科目の支出。)</p> <p>⑤予備費の使用がある場合、経理規程に基づき適正に行われているか</p> <p>⑥他の勘定科目に予算を流用している場合、経理規程に基づき適正に行われているか</p>	<p style="text-align: center;">6 財務監査</p> <hr/> <p>(1) 予算の編成及び執行→</p> <p>(所見)</p> <p>① 資金収支予算書(補正予算を含む)は、定款の定め等に従い適正な手続により編成されています。</p> <p>② 法人の経営に関する重要な予算については、理事会においてしっかりと審議が行われています。</p> <p>③ 歳入予算は、適切に見積りが行われている。 850万円程度誤差はあるものの9拠点あるため適切と考えます。</p> <p>④ 歳出予算の範囲内で支出が行われている。 コロナ補助金等があり予定以上の固定資産購入もあったが、予定していた積立資産の取崩も行わず、適正に処理されました。</p> <p>⑤ 予備費の使用がある場合、経理規程に基づき適正に行われている。 補正予算の際、来年度からは予備費は適正な科目へ変更していただきます。</p> <p>⑥ 他の勘定科目に予算を流用しているが、経理規程に基づき適正に行われています。</p>

(2) 計算書類

1) 収支計算書・事業活動計算書

- ① 資金収支計算書の事業活動による支出は適正か。
 - 人件費支出
 - ・ 役員報酬支出、職員給料支出 他
 - 事業費支出
 - ・ 消耗器具備品費支出、賃借料支出、雑支出 他
 - 事務費支出
 - ・ 事務消耗品費、修繕費支出、会議費支出、業務委託費支出、賃借料支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、雑支出 他
- ② 資金収支計算書の施設整備等による支出は適正か。
- ③ 資金収支計算書のその他の活動による支出は適正か。
- ④ 事業活動計算書のサービス活動外増減による費用は適正か。
- ⑤ 事業活動計算書の特別増減による費用は適正か。

2) 貸借対照表

- ① 現金及び預金残高は実際の金額と合っているか。
- ② 定款の基本財産及び財産目録と合っているか。
- ③ 流動資産は適正か。
 - ・ 現金預金、事業未収金、未収金、仮払金、徴収不能引当金 他
- ④ 固定資産は適正か。
 - ・ 土地、建物、定期預金、投資有価証券、○○長期貸付金、○○引当金、○○積立資産、その他固定資産 他
- ⑤ 流動負債は適正か。
 - ・ 短期運営資金借入金、○○未払金、預り金、前受金、○○借入金、その他流動負債 他
- ⑥ 固定負債は適正か。
 - ・ ○○借入金、長期未払金、長期預り金、その他の固定負債 他
- ⑦ 純資産は適正か。
 - ・ 国庫補助金等特別積立金、○○積立金、次期繰越活動増減差額 他

(2) 計算書類→

1) 収支計算書・事業活動計算書

(所見)
左記支出は適正に処理されています。

2) 貸借対照表→

(所見)
預金残高は残高証明等と確認しました。適正でした。
その他左記残高は適正に処理されています。

<p>③)財産目録</p> <p>①法人の全ての資産及び負債について、正しく記載されているか ②基本財産は、定款に規定されている基本財産と整合しているか</p>	<p>③)財産目録→</p> <p>(所見) 正しく記載されている。</p>
<p>③)契約事務</p> <p>①入札・見積合せ等の契約手続は、経理規程の定めに従って適正に行われているか。 ②契約に関する決定は、理事会の承認を得て行われているか(理事長が専決できる金額を除く。) ③契約書の作成は、経理規程の定めに従って適正に行われているか。 ④契約の自動更新を行う場合、一年間の業務実績や契約額の妥当性を検証し、契約決定権者(理事長専決又は理事会の決議)の承認を受けたうえで行われているか。</p>	<p>③) 契約事務→</p> <p>(所見) 100万円以上の購入に関して契約書確認させていただきました。 業績の状況をみて、今後の業務委託、継続図書等の継続的契約の見直しを行うよう業務執行理事・施設長にお伝えしました。</p>
<p>④) 現金・通帳等の取扱い</p> <p>次に掲げる現金・通帳等の管理は、経理規程等の定めに従って適正に行われているか。 また、担当者一人任せにせず、複数の職員による定期的なチェックが行われているか。</p> <p>①収納現金及び小口現金 ②通帳及び印鑑 ③利用者からの預り金</p>	<p>④)現金・通帳等の取扱い→</p> <p>(所見) 適正に行われています。</p>

監事職務（社会福祉事業監査及び財務管理監査）執行状況報告書

令和3年5月18日

社会福祉法人柏涛会
理事長 市塚克己 殿

監事 美馬潔
監事 大石真紀
監事 橘 由紀

社会福祉事業担当監事と財務管理担当監事は協力して監事の職務を執行した。

1 理事会及び評議員会の立会等（社会福祉事業担当監事・財務管理担当監事）

理事会及び評議員会の議案等を事前に審査した上で、理事会及び評議員会に監事として参加し、議案の審議状況等を確認した。

○理事会（2/5、2/12、3/2） 計3回 延数9人

○決議の省略による理事会（3/2） 計1回 延数3人

○決議の省略による評議員会（2/6、2/12、3/2） 計3回 延数9人

○理事会及び評議員会の議案等を事前に確認（2/5、2/12、3/2） 計3回 延数3人
なお、理事会（1回）及び評議員会（3回）はコロナウィルス感染症予防のため、決議の省略として実施した。

2 社会福祉事業担当監事と財務管理担当監事が連携して実施した業務

（1）予算、決算、財務諸表等の会計に係る指導（社会福祉事業担当監事・財務管理担当監事）

社会福祉事業担当監事と財務管理担当監事が連携して、法人、施設及び事業所等の会計責任者及び出納職員等を対象に、事業計画に基づく予算及び補正予算の編成、月次試算表の作成、決算等について指導した。

○ 2/8、2/9、2/12、3/1 計4回 延数8人

（2）法人、施設及び事業所等の会計書類等の監査（財務管理担当監事）

税理士である財務管理担当監事は、会計書類等を中心に監査を実施した。

○ 2/4、2/5、1/6、2/7、2/8、2/9、2/10、2/11、2/12、3/1、3/2、3/3

計12回 延数24人

（3）法人、施設及び事業所等の書面監査（社会福祉事業担当監事）

理事会及び評議員会の議事録等の関係書類、国庫補助申請書、施設及び事業所等の指定申請書、施設及び事業所等の体制届（加算等）、施設及び事業所等の報酬請求書等について審査した。

○ 2/4、2/5、2/6、2/7、2/10、2/11、3/2、3/3 計8回 延数8人

3 法人、施設及び事業所等の実地監査等（社会福祉事業担当監事）

法人、施設及び事業所等の実地監査等は、国が示した「法人指導監査実施要綱（指導監査ガイドライン）」や「指定障害福祉サービス事業者等監査指針（主眼事項及び着眼点）」等を参考にして作成した「監事監査用自主点検表」に基づいて法人、施設及び事業所等について実施した。

(1) 実地監査 2/8 法人運営管理、2/8 おおぞら（2回）、2/9 成人部（2回）、2/10 児童部（2回）、2/11 法人運営一般（2回）、2/12 大地阿南（1回）、3/1 大地阿南（2回）、3/2 花畑（2回）、3/3 あまべ荘（2回） 計16回 延数16人

(2) 指定障害福祉サービス等の指定基準及び報酬告示の確認並びに監事監査用自主点検表の作成及び内容確認 2/6（3回）、2/7（3回）、2/8（3回）、2/9（3回）、2/10（3回）、2/11（2回）、2/12（1回）、3/1（2回）、3/2（2回）、3/3（3回） 計25回 延数25人

4 徳島県（監察局法人検査課）実地監査の立会（社会福祉事業担当監事・財務管理担当監事）

徳島県監察局法人検査課による施設の指導監査に立ち会った。

○ 成人部及び児童部 2/11（1回） 計1回 延数 2人

5 監査方法等の協議及び監査報告書等の作成（社会福祉事業担当監事・財務管理担当監事）

監査方法等について協議すると共に、「監査報告書」、「監査のポイント及び監査結果（所見を含む）」及び「監事職務（社会福祉事業監査及び財務管理監査）執行状況報告書」を作成した。

○ 2/4（4回）、2/5（4回）、2/6（1回） 計9回 延15人

6 「監事職務月例報告書」の作成（社会福祉事業担当監事）

監事職務月例報告書を毎月作成した。

○ 2/4～3/3 計12回 延 12人

7 厚生労働省、都道府県及び障害福祉関係団体等からの情報収集（社会福祉事業担当監事）

厚生労働省の各部局・審議会等が発信する情報、都道府県の発信する情報及び障害福祉関係団体等からの情報収集に務め、監事監査の業務に活用した。

○ 2/4（2回）、2/6（1回）、2/7（1回）、2/8（1回）、2/10（1回）、2/11（2回）、2/12（1回）、3/1（2回）、3/2（2回）、3/3（1回） 計14回 延数 14人

★ この報告書の文中において、年月の表記は㊦のとおり省略して表記しています。

㊦ 令和2年4月⇒2/4